

## 福島県全国がん登録事業における診療所の指定要領

### (趣 旨)

第1 この要領は、「福島県全国がん登録事業実施要領」第2第2項に基づき、全国がん登録の届出を行う診療所の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2 指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の11月30日までに、「全国がん登録における指定申請書」(様式第1号。以下、「申請書」という。)を福島県に提出するものとする。ただし、平成27年に申請書を提出する場合の期限は、別に定めるところによる。

### (診療所の指定)

第3 福島県は、第2の規定により提出のあった申請書を審査の上、指定することが適当と認めるときは、届出を行う診療所を指定するものとする。

2 診療所の指定は各年1月1日付けで行い、年途中の指定は行わないこととする。

3 福島県は、指定を行う場合は、「全国がん登録における指定書」(様式第2号)により、当該診療所の開設者に対し、指定する旨を通知するものとする。

4 指定の期間の制限はないものとし、第5に規定する指定の辞退又は第6に規定する指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

### (届出の対象)

第4 第3の規定による指定を受けた診療所の届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

### (指定の辞退)

第5 第3の規定による指定を受けた診療所は、その指定を辞退することができる。

2 前項の指定の辞退は、「全国がん登録における指定の辞退届」(様式第3号)を福島県に提出することにより行うものとする。

### (指定の取消)

第6 福島県は、第3の規定による指定を受けた診療所の管理者が、「福島県全国がん登録事業実施要綱」及び「福島県全国がん登録事業実施要領」その他全国がん登録の実施に関し定められた規定に違反したとき又は当該診療所が全国がん登録の届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 福島県は、指定の取消を行う場合は、「全国がん登録における指定の取消書」(様式第

4号)により、当該診療所の開設者に対し、指定を取り消す旨を通知するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度、「福島県がん対策推進審議会」で検討の上、別に定めるものとする。

附 則 この要領は平成27年10月29日から施行する。

この要領は平成31年1月1日から施行する。

この要領は令和元年11月20日から施行する。

様式第 1 号

番 号  
年 月 日

福島県知事

(申請者)

診療所の所在地

診療所の名称

開設者の住所

(法人の場合は所在地)

開設者の氏名

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定申請書

「がん登録等の推進に関する法律」第 6 条第 2 項の規定による診療所として指定された  
いので、「福島県全国がん登録事業における診療所の指定要領」第 2 に基づき、申請します。

なお、指定の上は、「がん登録等の推進に関する法律」、「福島県全国がん登録事業実施要  
領」その他関係規定による一切の事項を守ります。

記

東北厚生局が指定する保険医 療機関コード	
診療所の名称	
標榜する診療科目	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	(自署)

様式第2号

番 号  
年 月 日

(診療所の開設者) 様

福 島 県 知 事

全国がん登録における指定書

年 月 日付けで申請ありましたこのことについて、「福島県全国がん登録事業における診療所の指定要領」第3に基づき、貴診療所を「がん登録等の推進に関する法律」第6条第2項の規定による診療所として指定します。

記

診療所の名称	
--------	--

様式第3号

番 号  
年 月 日

福島県知事

(届出者)

診療所の所在地

診療所の名称

開設者の住所

(法人の場合は所在地)

開設者の氏名

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定の辞退届

年 月 日付で、当診療所は「がん登録等の推進に関する法律」第6条第2項の規定による診療所として指定されましたが、その指定を辞退したいので、「福島県全国がん登録事業における診療所の指定要領」第5に基づき、届け出ます。

記

東北厚生局が指定する保険医療機関コード	
診療所の名称	
標榜する診療科目	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	(自署)

様式第4号

番 号  
年 月 日

(診療所の開設者) 様

福 島 県 知 事

全国がん登録における指定の取消書

年 月 日付で、貴診療所を「がん登録等の推進に関する法律」第6条第2項の規定による診療所として指定しましたが、「福島県全国がん登録事業における診療所の指定要領」第6に基づき、その指定を取り消します。

記

診療所の名称	
指定を取り消す理由	